

決議「憲法九条を守り、教育基本法改悪を許さないたたかいを草の根から」

「憲法九条は、日米同盟の妨げ」（七月二二日、米國務副長官アーミテージ氏）、「日本の国連常任理国入りには、九条検討が必要」（八月一二日、米國務長官パウエル氏）など、参院選終了を待っていたかのように内政干渉とも言える米国高官からの憲法九条「改正」圧力が強まっています。さすがに、パウエル発言には自民党出身の河野衆院議長でさえ「憲法九条改正が条件なら常任理事国入り断念も」と講演で触れざるを得ませんでした。

しかし自民党は、自衛隊を軍隊として位置づけ、集団的自衛権の行使を可能とする、つまり、日本をアメリカと一緒に戦争をする国にする為に、九条の「改正」を目指しています。また、民主党岡田代表は七月二九日のワシントンでの講演の中で、「憲法を改正して国連安保理の明確な決議がある場合に、日本の海外における武力行使を可能にし、世界の平和維持に日本も積極的に貢献すべきとの立場に立つ。」と、「こともあろうに改憲による海外での武力行使容認を公言しました。」

国民の厳しい審判にもかかわらず続投した小泉政権は、八月一三日に起きた沖繩の米軍ヘリ墜落事故に対して、首相の夏休みを理由に迅速な対応を取りませんでした。地位協定によって、日本側の現場検証など原因究明もできぬまま飛行再開を許しました。国民の安全や、日本の主権・憲法よりもアメリカへの盲目的な追従を優先する姿勢を変えていません。

さらに財界でも、九条を中心とした改憲論をためらいなく述べる大企業トップが多数出てきました。日本経団連は七月二〇日、武器の輸出を制限した「武器輸出三原則」の見直しなどを求める提言をまとめ、日本企業が再び「死の商人」となるうとしています。

憲法をめぐる最近のマスコミの動向は、改憲論をリードする新聞社に加えて、他のマスコミも改憲勢力と護憲勢力の動きに差をつけて報道するなどして国民の中に改憲容認の空気を巧妙に醸成しようとしています。

教育基本法をめぐるのは、昨年三月の中教審答申以来改憲法案の国会上程がもくろまれましたが、教職員の過半数を集めた私たちの一筆署名等のとりくみなどにより押しとどめています。

しかし、改憲勢力の動きが止んだわけではありません。今年六月の教育基本法改正促進委員会（自民・民主の国会議員で構成）が発表した「新教育基本法大綱」では、教育の目的は「国家・ひいては世界に貢献する日本人の育成」「愛国心の涵養」が重要としています。これに関わって民主党西村議員から「お国のために命を投げ出してもかまわない日本人を生み出す」との発言も飛び出しました。

また、与党協議会「中間報告」では、現行法から「平和的な国家及び社会の形成者」「個人の価値を尊び」を削り、表現こそ『国を愛し』『国を大切にし』の併記ではありますが、「愛国心」を教育の目標にすることを盛り込んでいます。そして、次期通常国会に「改正」法案を提出しようとしています。

このような状況の中で、六月一〇日 井上ひさし、梅原猛、大江健三郎氏ら九人が「九条の会」を立ち上げ、「改憲意図は、日本を、アメリカに従って『戦争をする国』に代えるところにあります。そして、子どもたちを「戦争をする」国を担うものにするために教育基本法をも変えようとしています。日本国憲法を守るといふ一点で手をつなぎ、『改憲』の企てを阻むため、一人ひとりができるあらゆる努力を、今すぐ始めることを訴えます。」とアピールしました。

世論調査を見ても、自衛隊が外国で戦争できるようになることには国民の大多数が反対です。米国、政財界やマスコミの改憲ムードづくりに対しては、「九条の会」が指摘する改憲の本質を草の根から国民の中に浸透させていくことが求められています。

私たちは、夏期講習会で憲法会議の川村俊夫氏を講師に「戦争違法化という世界の流れの中の憲法九条の先駆性と、それを生かす努力をすることの重要性」を学びました。この成果を基にして、「教え子を再び戦場に送らない」決意を新たに、教職員と、教職員組合運動の責務として、憲法改悪阻止を国民的な中心課題としてとりくみ、これと固く結合して教育基本法改悪法案の国会上程を断じて許さないたたかいに全力を挙げてとりくみます。

右、決議します。

二〇〇四年 八月二五日

埼玉県高等学校教職員組合第三〇五回拡大中央委員会